

## ガスに関する主要な供給条件の説明書(1-2 供給区域)

お客さまが新発田ガス株式会社(以下「当社」といいます。)にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス使用契約」といいます。)の詳細は、ガス小売供給約款に定めています。ガス小売供給約款は、営業所の窓口のほか下記の当社ホームページ内でも確認いただけます。

(リンク先アドレス) <https://www.shibatagas.co.jp/media-download/459/6bf288783b09af0a/>

### 1. ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立

- ・当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付場所は、当社の営業所、支店又は当社の指定した特約店(以下「営業所等」といいます。)といたします。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

### 2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、使用開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

<他社からのガス使用契約の切り替えの場合>

申し込み後、所定の手続きが完了した日から起算して4営業日以降に到来する最初の検針日の翌日  
※当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします。

<引越し(転入)の場合>

お客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。

(使用開始予定日が具体的に決定している場合は記入)

(西暦)

年

月

日

### 3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- ・契約の変更及び引越し(転出)等に伴う解約については、当社の営業所等まで連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へ連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へ申し込みください。

### 4. 当社からの契約の変更及び解約

- ・当社は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合にはお客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとします。その場合には、あらかじめ営業所等のほか当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

### 5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金(原料費調整額を含みます。)の合計といたします。
- ・契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。(裏面)

<お客さまに適用するガスの料金表> 1-2 供給区域 (新発田ガス(株)ガス小売供給約款別表第1の1-2供給区域)

| 1ヶ月のガスご使用量        | 基本料金(円/件・月) | 基準単位料金(円/㎡) |
|-------------------|-------------|-------------|
| 0 ㎡ から 24 ㎡ まで    | 335.50円     | 141.14円     |
| 24 ㎡ をこえ 247 ㎡ まで | 484.00円     | 135.13円     |
| 247 ㎡ をこえる場合      | 1,919.50円   | 129.33円     |

- ・上記の料金は早収料金(すべて税込)です。支払義務発生日(検針日等)から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金(3%割増)となります。
- ・実際に適用する単価(円/㎡)は基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ・政府による「電気・ガス料金負担軽減支援事業」にて、下記の通り値引き致します。

値引額(税込)：2025年2,3月検針分(1,2月使用分)=使用量×10.0円、4月検針分(3月使用分)=使用量×5.0円

- ・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限)までにお支払いいただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として検針票にてお知らせいたします。

#### 6. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

#### 7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の1-2供給区域(新発田ガス(株)ガス小売供給約款別表第1の1-2供給区域)は42.3メガジュールですので、消費機器はそれぞれ13Aとされている消費機器が適合いたします。

##### ○1-2供給区域(新発田ガス(株)ガス小売供給約款別表第1の1-2供給区域)

| 熱量(メガジュール) |          | ガス栓の出口における圧力(キロパスカル) |         | 燃焼性(ガスグループ) |
|------------|----------|----------------------|---------|-------------|
| 標準： 42.3   | 最低： 41.8 | 最高： 2.5              | 最低： 1.0 | 13A         |


#### 8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまに負担いただきます。

#### 9. お客さまの責任及び協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等お客さまの資産となる供給施設についてお客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

| 説明後、お客さま確認欄   | 説明後、説明者記入欄 |           |   |     |
|---|------------|-----------|---|-----|
| ご署名：<br> | 契約年月日      | (西暦)      | 年 | 月 日 |
|   | 供給地点特定番号   | 053-0000- |   |     |

#### ガス小売事業者

(名称・小売登録番号) 新発田ガス株式会社・小売登録番号 D0024  
 (住所) 〒957-0016 新潟県新発田市豊町1丁目4番23号  
 (連絡先) 電話番号 本社 0254-22-4181 (E-mail) info-somu@shibatagas.co.jp  
 (受付時間) 9:00~17:00(土日・祝日を除く)